

# 佐倉市と佐倉市内郵便局との包括連携に関する協定書

佐倉市と別表に掲げる郵便局（以下「佐倉市内郵便局」という。）は、両者が連携し、思いやりと活気に満ち、市民が住み続けたいと思ひ、さらには未来の市民にも選ばれるまちづくりを推進するために、市民サービスの向上に係る連携強化に関する協定（以下「本協定」という。）を次のとおり締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、佐倉市及び佐倉市内郵便局が、相互の資源の活用を図ることが有意義と認められる事項について、連携を行うことにより、ユニバーサルサービスを提供する郵便局のネットワークを通じて福祉の向上に資することを目的とする。

## （協力事項）

第2条 佐倉市と佐倉市内郵便局は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協力する。

- (1) 安全で安心な暮らしの実現に関する事。
- (2) 地域福祉活動に関する事。
- (3) 産業経済の活性化に関する事。
- (4) その他佐倉市と佐倉市内郵便局が協議し必要と認める事。

## （有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、佐倉市又は佐倉市内郵便局のいずれからも申出がない場合は、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を更新するものとし、以降もまた同様とする。

## （個別協定等）

第4条 第2条に掲げる協力事項を実施するため、必要に応じ個別協定等を締結することができる。

## （協力方法等）

第5条 第2条に掲げる協力事項の具体的実施に当たっては、佐倉市担当部局と佐倉市内郵便局との協議の上、協力方法、成果の利用及び費用負担等について定めるものとする。

## （連絡会議）

第6条 佐倉市と佐倉市内郵便局は、本協定を実施するため、連絡会議を設置し、原則年1回の定期的な対話の場を設定するものとする。

## （代表）

第7条 本協定の締結において、佐倉郵便局長は佐倉市内郵便局を代表する。

## （協議）

第8条 本協定に定めのない事項又は変更を必要とする事項については、両者協議の上、これを決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、署名の上、各1通を保管する。

平成27年3月24日

佐倉市海隣寺町97番地  
佐倉市  
佐倉市長

萩和雄

佐倉市海隣寺町2番地5  
日本郵便株式会社  
佐倉郵便局長

岡野博

（別表）

郵便局名	所在地	代表者
佐倉郵便局	佐倉市海隣寺町2番地5	局長 岡野博
馬渡郵便局	佐倉市馬渡893番地	局長 樋口尚治
佐倉駅前郵便局	佐倉市表町3丁目9番地3	局長 林西裕子
下総和田郵便局	佐倉市八木841番地	局長 中村一夫
佐倉大蛇郵便局	佐倉市大蛇町411番地110	局長 北浦修
佐倉新町郵便局	佐倉市新町103番地	局長 萩原一成
佐倉城郵便局	佐倉市春路1丁目6番地20	局長 植島裕
佐倉駅南口郵便局	佐倉市大崎台1丁目26番地15	局長 石川康之
佐倉山王郵便局	佐倉市山王1丁目3番地3	局長 村田麗子
白井郵便局	佐倉市白井30番地	局長 岡野敦
佐倉志津郵便局	佐倉市上志津1825番地1	局長 高椋知子
佐倉中志津郵便局	佐倉市中志津3丁目17番4号	局長 宇和島節子
佐倉江原郵便局	佐倉市江原台1丁目3番地2	局長 内藤好己
佐倉ユーカリが丘郵便局	佐倉市ユーカリが丘2丁目1番8号	局長 梅内順一
佐倉井野郵便局	佐倉市井野1532番地9	局長 高橋美都
佐倉稲荷台郵便局	佐倉市稲荷台2丁目14番地1	局長 大崎善弘
佐倉王子台郵便局	佐倉市王子台4丁目1番地15	局長 藤井佐知子
佐倉西志津郵便局	佐倉市西志津1丁目11番1号	局長 斎藤陽一
佐倉染井野郵便局	佐倉市染井野5丁目30番地2	局長 宮代和哉